

なるほど 

正しい事業承継

－ 経営承継円滑化法と税制 －

NPO法人 地経研
事業承継研究会
✉:toiawase@chie-club.net

Vol. 18

生前贈与をした場合の民法特例：意味あるの？

どうして贈与してしまった株式まで、後になって他の相続人の遺留分の権利の対象になるのか？？ 贈与した分は、相続とは別ではないか！…という考えもあるかと思いますが、相続人に対して生前に贈与した株式等の財産価額は、「特別受益」といって、この遺留分の権利の額を計算するときの基となる相続財産に加えられます。

しかも、贈与を受けたときの時価ではなく、実際に贈与者である前社長が無くなったときの時価が、相続人皆の権利の対象となります。

例えば、父親が無くなって5,000万円の財産を残されたとして、10年前に社長となった長男が、当時時価3,000万円の価値ある株式を父親から贈与を受けていたとしましょう。そして10年間の経営努力によってその株式の価値が1億円になったとします。

株価が10年たって大幅に増えたばかりに、遺留分が増えて争いのタネが大きくなるという皮肉な事態が起きるかもしれないという話です。

自分以外の相続人である弟と妹の法定相続分はそれぞれ3分の1、遺留分はその半分の6分の1とすると、5,000万円+1億円(3,000万円ではない)の1.5億円が協議の基となり、遺留分は弟と妹で5,000万円ということになりますので、長男の取得分がなく、相続税の納付に窮するかもしれません。

これでは、何にもならない…とは言わないまでも、先代の賢明な決断による計画的な事業承継のための生前贈与がかえって禍根を残すことになるのです。

ですから、事業承継税制の特例や相続時精算課税制度を使って株式を生前贈与するときには、中小企業の経営承継円滑化法に基づく『民法特例：株式に関する遺留分制限に関する合意』を積極的に検討すべきです。そうすれば、株式の贈与を受けた後継者の、後々の遺留分の権利要求の苦しみを払拭又は軽減することによって、思い通りに事業承継を完成させることができます。

ところが、そんな後継者以外にとって不利益な合意など、よほど仲が良いか無欲な善人でなければ使えないと決め込んでいる方や専門家がいます。

では、争えばいい、後のことは知らない…ということでしょうか。

成り行き任せではなく、贈与をして民法特例の合意を進めるということは、現社長が健在で強い影響力のある時に、推定相続人を事業承継という大目標の下で納得させて合意に導くということです。願う事業承継を確実なものにするためには、検討する価値のあるものです。

次回は、民法特例の具体的な内容に触れます。

■ご意見・ご質問等がございましたら FAX にてお問い合わせください。

なお、FAX の受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

☐ FAX 受信拒否

FAX 番号：011-622-7768



日成コンサルティング株式会社

文責：吉川孝（税理士・中小企業診断士・事業承継コーディネータ）